

令和3年度 事業推進状況について

1 評価基準の策定又は改正

- 改正については資料1のとおり。1月13日の推進委員会での諮問を経て、県評価基準を策定する。
- 改正後、関係者へ通知するとともに、県ホームページで公表する。

2 評価機関の認証等

(1) 評価機関の募集

- ①評価機関の募集について県ホームページに掲載（随時募集）。
- ②評価機関募集説明会を開催（養成研修に併せて隔年実施）。〔令和3年5月実施〕

(2) 認証及び廃止の状況（令和4年4月1日見込み）

年度	～20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	01	02	03	計
認証	11	3	0	0	0	0	2	1	0	0	0	1	0	1	19
廃止	1	0	3	1	0	3	1	1	0	0	0	1	1	0	12
計	10	3	▲3	▲1	0	▲3	1	0	0	0	0	0	▲1	1	7

【評価機関の内訳】

団 体 名	所在地	備考
社会福祉法人 静岡県社会福祉協議会	静岡市葵区	
一般社団法人 静岡県社会福祉士会	静岡市葵区	
株式会社 ひばり福祉支援センター	田方郡函南町	
株式会社 第三者評価機構	静岡市葵区	
株式会社 フィールズ	神奈川県藤沢市	
一般社団法人 静岡市ケアマネット協会	静岡市駿河区	
株式会社 CoAct	静岡市清水区	令和3年度認証予定

(3) 評価機関連絡調整会議

評価機関相互や行政（推進組織）と評価機関との間の連携確保及び情報交換を図るため、年1回開催。

ア 開催日 令和3年12月3日

イ 議題等

- ・廃止した評価機関について
- ・令和2年度受審実績について
- ・放課後児童健全育成事業における第三者評価基準ガイドラインについて
- ・令和2年度受審施設アンケート結果について
- ・令和2年度社会福祉事業者アンケート結果について
- ・令和3年度評価調査者養成研修会の実施結果について
- ・今後の予定等
- ・情報交換（各評価機関の取組状況について 等）

ウ 評価機関からの主な意見

- ・新型コロナウイルス感染症の拡大状況下における第三者評価の実施が難しい。(受審側からは現場に出向いてほしいとの意見が多い。)
- ・評価調査者のスキルアップにはOJTが最適であり、県全体の評価件数の増加が必要である。
- ・本県の人口規模、福祉関係事業数等に見合った評価機関数を検討すべきである。

(4) 更新時研修

「都道府県推進組織に関するガイドライン」の改正により、評価業務が適正かつ公正中立に行われることを目的として新たに設けられた更新時研修を実施(3年に1回)。

- ・実施日 令和2年2月25日
- ・研修内容 社会福祉制度の動向、分野ごとの第三者評価のポイント、演習
- ・受講者数 3機関8名

3 評価調査者の資質向上のための研修

(1) 養成研修

- ・組織運営管理業務を3年以上経験している者、福祉・医療等分野の有資格者で当該業務を3年以上経験している者などを対象に、評価業務実施に必要な知識や手法等を習得させ、評価調査者を養成。
- ・平成23年度から隔年実施。(令和2年度は新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止)

○ 令和3年度実績

令和3年8月23日(月)から10月7日(木)にかけ実施した。(講義は動画配信5日間、9月8日(水)から24日(金)の間で実習1日間)

8月20日(金)から9月12日(日)までの期間、静岡県に新型コロナウイルス感染症に関する緊急事態宣言が適用されたことを受け、実習については、実地からZOOMを使用したオンライン形式に変更した。

受講者は28名で、養成研修修了判定会委員による審議の結果、受講者28名全員を養成研修修了者とした。

(2) 継続研修

- ・養成研修修了者を対象に、業務を継続的に実施するために必要な知識等の付与及び資質向上を図るための研修を実施。

○ 令和3年度実績見込み

- ・実施時期：令和4年2月3日～2月25日
(動画配信及びオンラインにより行う。)
- ・研修内容：評価根拠を明確にした公表様式の記載の仕方(障害福祉サービス)について講義、演習。
- ・放課後児童クラブの評価基準のポイント解説

(3) 養成研修修了者、継続研修修了者及び有効登録者数の推移]

	26	27	28	29	30	元	2	3
養成研修修了者 (上段：当該年度修了者数、下段：累計)	8 (285)	— (285)	36 (321)	— (321)	21 (342)	— (342)	— (342)	28 (370)
継続研修修了者数	60	67	101	91	86	49	—	
有効登録者数／12月1日時点	131	115	104	132	123	139	122	150

4 第三者評価の普及・啓発及び受審促進

(1) 県・市の指導監査における受審促進

- ・ 社会福祉法人及び施設の指導監査において、PR資料を用いて施設長や市町担当者第三者評価の意義やメリットを直接説明。
- ・ 各市に対し、社会福祉法人の指導監査の中でパンフレット等により説明し、受審促進について協力依頼。

(2) 関係団体の会議等を通じた事業者への受審の働きかけ

関係団体が開催する会議や研修会において、社会福祉法人の役員や施設長等に対し、パンフレットを配布し、受審を呼びかけを行った。

会 議 名	実施日
社会福祉法人の監事監査研修会	(WEB 配信)
静岡県社会福祉法人経営者協議会総会	令和3年度はコロナウイルス感染拡大防止のため書面開催

(3) 事業者向け啓発研修会の開催

主として福祉サービス事業者への福祉サービス第三者評価事業の普及啓発を目的とした第三者評価の意義や効果に関する講演、受審施設の取組の紹介等。

○ 令和3年度実績見込み

- ・ 令和4年2月3日(木)～令和4年2月22日(火)

※オンラインでの動画配信 (Y o u T u b e)

・ 内 容

- ① 第三者評価事業の概要について
- ② 講演「施設の自己評価と第三者評価について～施設長と評価調査者の立場から～」
- ③ 第三者評価の受審における模擬体験
- ④ シンポジウム「第三者評価の受審のメリットと上手な活用について」

パネリスト：(福) 静岡ホーム 静岡ホーム保育学園 園長 横山 羊子 氏

(福) 天竜厚生会 翠松苑 施設長 灌峯 一暢 氏

(福) 富士旭出学園 富士明成園 管理者 岩山 俊秀 氏

(4) アンケートの結果を踏まえた課題解決の方策の検討

令和2年度に実施した県内社会福祉事業者を対象としたアンケートの結果を分析し、今後の事業に反映させるよう課題解決の方策を検討した。(内容は資料4のとおり)

<参考>

年度別受審実績

サービス種別	施設数 2.4.1	16 ~25	26	27	28	29	30	01	02	03 (見込)	受審数 累計	受審率
保育所	415	176	16	15	18	16	18	17	7	9	292	70.4%
特養・養護	335	55	4	4	5	4	8	2	1	4	87	26.0%
軽費	56	8	2				3				13	23.2%
障害児施設	623	1		1	2			1		2	7	0.8%
障害者施設	1,328	32	5	7	6	8	12	8	3	3	84	6.3%
通所介護	1,514		1	4			1	3		2	11	0.7%
訪問介護	724							1		1	2	0.2%
救護施設	7	5	1		1		1	3	1	1	13	100.0%
その他						2			1		3	
社会的 養護 施設	乳児院	4	4	1		3	1		3	1	13	
	母子生活支援施設	3	1	2		1	1		2		8	
	児童養護施設	12	5	6	1	5	7		5	2	32	
	児童心理治療施設	1	1			1			1		3	
	児童自立支援施設	1	1			1			1		3	
合計	5,023	277 (289)	29 (38)	31 (32)	32 (43)	30 (39)	43 (43)	35 (47)	13 (16)	22 (24)	512 (571)	10.2%